湖南市木質バイオマス燃料供給促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、木質バイオマス燃料（伐採し、又は収集した木材を薪割り等により加工して製造される、熱エネルギーの供給を目的とした燃料をいう。以下同じ。）を供給する林業事業者の定着及び事業の継続を支援するため、安全装備品及び機械器具の購入に要する経費並びに森林整備に係る講習の受講又は開催に要する経費に対し、予算の範囲内において湖南市木質バイオマス燃料供給促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、湖南市補助金等交付規則（平成16年湖南市規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　補助金申請日時点において、本市に住民登録又は活動拠点を有し、市内で林業事業を営む者又は事業体であること。

(2)　市税を滞納していないこと。

(3)　湖南市暴力団排除条例（平成23年湖南市条例第15号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1)　機械器具購入事業　林業の作業効率化、安全性向上及び労働力確保に資するための機械器具（伐採機械、搬出機械、運搬機械等）を購入する事業

(2)　安全装備購入事業　林業作業における労働者の安全確保を目的として、安全帽、防護服、保護具（手袋、安全靴等）及びその他安全装備品を購入する事業

(3)　安全講習等受講開催事業　林業作業の安全性確保及び技術力向上に資するための講習会等に参加し、又は講習会を開催する事業

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第３条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、補助対象事業を実施する年度内に市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　補助対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3)　湖南市木質バイオマス燃料供給促進事業補助金同意書（別記様式）

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　交付申請をした日に属する年度内に実施した事業については、当該交付申請をした日の前に実施したものであっても、補助対象事業とすることができる。

３　同一年度における補助金の交付申請は、補助対象事業につき１回を限度とする。ただし、異なる補助対象事業については、それぞれ交付申請をすることができる。

（補助金の交付決定通知）

第５条　市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請者に規則第６条の補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第６条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の補助事業等実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、これを市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第７条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に規則第14条の補助金等の額の確定通知書により通知するものとする。

２　交付申請をした日以前に補助対象事業が完了している場合において、市長が当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、第５条に規定する交付決定通知をもって、前項の規定による補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

（補助金の率及び補助金の額）

第８条　補助金の補助率及び補助金の額は、次のとおりとする。

(1)　機械器具購入事業は、補助対象事業費に対して、補助率は２分の１とし、補助金の限度額は20万円とする。

(2)　安全装備購入事業は、補助対象事業費に対して、補助率は２分の１とし、補助金の限度額は10万円とする。

(3)　安全講習等受講開催事業は、補助対象事業費に対して、補助率は２分の１とし、補助金の限度額は２万円とする。

２　前項各号の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（現地調査等）

第９条　市長は、補助金の交付事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（この告示の執行）

２　この告示は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第５条の規定により交付の決定をした補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。